# 千葉県農業用生産資材価格高騰緊急支援事業給付金交付要綱

(交付の目的)

第1条 千葉県農業用生産資材価格高騰緊急支援事業給付金(以下、「給付金」という。)を農業者 に交付することにより、農業用生産資材の価格高騰による農業経営への影響を緩和し、経営の継 続と安定化を図ることを目的とする。

# (定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。
  - (1)「農業者」とは、自ら農産物の生産を行っており、農産物販売金額が年間50万円以上の農業を営む者をいう。
  - (2)「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
  - (3)「生産資材費」とは、種苗費、農薬衛生費、諸材料費、農具費をいう。
- (4)「種苗費」とは、種もみ、種いも、その他農産物の種子、苗類等の購入費用とする。
- (5)「農薬衛生費」とは、農場への農業薬剤の散布や共同防除費とする。
- (6)「諸材料費」とは、被覆用ビニール、鉢、なわ、釘、針金等の購入費用とする。
- (7)「農具費」とは、取得価格が20万円未満又は耐用年数が1年未満の農具の購入費用とする。
- (8)「生産性向上に取り組む意思を有する」とは、県が定めた「生産性向上チェックシート」に 記載の取組メニューの中から、今後1つ以上に取り組むものとする。

# (交付対象者)

- 第3条 給付金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。
  - (1) 千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人(法人税法別表第1に規定する公共法人を除く。)であること。
  - (2) 申請日時点において、千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有する こと。ただし、令和5年1月1日以降に営農を開始した者にあっては、認定新規就農者に限る (以下、「令和5年認定新規就農者」という。)。
- (3) 申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。
- (4) 直近決算における生産資材費が20万円以上あること。
- (5) 農業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、給付金の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、 その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問 その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する 権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、交付の 対象とならない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行と してするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該 行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用 する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力 団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の 供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人 その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を 締結する行為
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 給付金の目的に照らして交付が適当でないと知事が判断する者

# (給付金の算定方法)

第4条 給付金の算定は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 農業者(個人事業主)

原則、令和4年青色申告決算書における「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」の合計額に1割を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(2) 農業者(法人)

直近の決算書類における「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」相当経費の合計額に 1割を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

# (3) 農業者(令和5年認定新規就農者)

令和5年の領収書等で確認できる「種苗費」「農具費」「農薬衛生費」「諸材料費」相当経費の合計額を価格上昇率1.2で除した額に1割を乗じた額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

2 前項の規定にかかわらず、給付金の交付は、1交付対象者につき1回限りとし、20万円を 限度とする。

### (申請手続等)

第5条 給付金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書兼請求書 (様式第1号)及び誓約書(様式第2号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

#### (交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定 し、給付金交付決定通知書(様式第3号)又は給付金不交付決定通知書(様式第4号)により 申請者に通知するものとする。なお、知事は、交付決定に関して必要な条件を付すことができる。

#### (申請の取下げ)

- 第7条 申請者は、前条の規定による給付金の交付決定の通知を受けた場合において、給付金の 交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、給付金申請 取下書(様式第5号)により、知事に申し出なければならない。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る給付金の交付決定はなかったものと みなす。

#### (帳簿及び証拠書類の保存)

第8条 申請者は、第5条に規定する書類に関係する帳簿及び証拠書類を、事業の日の属する年度 の終了後5年間保存し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるようにしておかなけれ ばならない。

### (決定の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り 消し、又は変更することができる。

- (1) 申請者が、法令、本要綱等又は法令若しくは本要綱等に基づく知事の処分若しくは指示に 違反した場合
- (2) 申請者が、偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (3) 申請者が、第3条第2項に該当する者であることが判明したとき。
- 2 申請者は、前項の規定により交付決定が取り消された場合において、給付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が 返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付 金の額に充てられるものとする。
- 4 申請者は、給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除 することがある。

# (検査及び報告)

- 第10条 知事は、給付金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その 他必要な措置(以下「検査等」という。)を求めることができる。
- 2 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

### (雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付等について必要な事項は、別に定める。

#### 附則

本要綱は、令和5年8月23日から施行する。